

監査委員公表第2号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年9月28日

神奈川県内広域水道企業団

監査委員 平岡陽一

同 住中秀夫

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 平成29年度に行った事務事業
- 3 監査の範囲
  - 総務部 総務課、経営計画課、財務課、契約検査課
  - 技術部 浄水課、施設課、水運用センター、  
西長沢浄水場、相模原浄水場、伊勢原浄水場、  
綾瀬浄水場、飯泉取水管理事務所、社家取水管理事務所、  
広域水質管理センター
- 4 監査の期間 平成30年5月16日から平成30年9月12日まで
- 5 監査の重点項目
  - 予算の執行状況、各種帳簿・証拠書類の整理保存、違法・不当・不経済な支出、契約事務、財産の取得・管理及び処分の状況、改良工事・維持工事・業務委託等施設管理業務の状況、事務処理の効率化、事業運営が社会情勢に照らし適切になされているかに重点をおき監査を実施した。
- 6 監査の結果
  - 監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正に行われており、良好であると認められた。